

表7 ばいじん排出基準一覧

(大気汚染防止法施行規則別表第2)

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	排出基準		附則	
				一般 (g/Nm ³)	On (%)	一般 (g/Nm ³)	On の扱い
1	1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	4以上	0.05	5		
			4未満	0.10	5		
2	1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.05	4	既設は当分の間 0.07とする。	
			4~20	0.15	4	既設は当分の間 0.18とする。	
			1~4	0.25	4		
			1未満	0.30	4		
3	1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.15	0s	既設は当分の間 0.20とする。	
			4~20	0.25	0s	既設は当分の間 0.35とする。	
			4未満	0.35	0s		
4	1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20以上	0.10	6	既設は当分の間 0.15とする。	
			4~20	0.20	6	既設は当分の間 0.25とする。	
			4未満	0.30	6	既設は当分の間 0.35とする。	

5	1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち同表の8項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	—	0.20	4	既設は当分の間 0.30とする。	
6	1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.30	6	既設は当分の間 0.40とする。	} 当分の間適用を猶予する。
			4未満	0.30	6		
附	1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭（H7.7.2までの間、1kg当たり発熱量20,930.25kJ以下、かつH7.7.3以後1kg当たり発熱量23,023.275kJ以下）を燃焼させるもの	—	—	—	既設は当分の間 0.45とする。	
7	2	令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉	—	0.05	7		
8	2	令別表第1の2の項に掲げる加熱炉	—	0.10	7		
9	3	令別表第1の3の項に掲げる焙焼炉	4以上	0.10	0s		
			4未満	0.15	0s		
10	3	令別表第1の3の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの	—	0.20	0s		
11	3	令別表第1の3の項に掲げる焼結炉のうち前項に掲げるものの以外のもの	—	0.15	0s		
12	3	令別表第1の3の項に掲げる煅焼炉	4以上	0.20	0s	既設は当分の間 0.25とする。	
			4未満	0.25	0s	既設は当分の間 0.30とする。	
13	4	令別表第1の4の項に掲げる溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	0s		
14	4	令別表第1の4の項に掲げる溶鉱炉のうち前項に掲げるものの以外のもの	—	0.15	0s		

15	4	令別表第1の4の項に掲げる 転炉	—	0.10	0s	燃焼型で既設の ものは当分の間 0.13とする。	
16	4	令別表第1の4の項に掲げる 平炉	4以上	0.10	0s		
			4未満	0.20	0s		
17	5	令別表1の5の項に掲げる溶 解炉	4以上	0.10	0s		
			4未満	0.20	0s	アルミニウムの 地金若しくは合 金の製造又はア ルミニウムの再 生の用に供する 既設の反射炉は 当分の間0.30と する。	
18	6	令別表第1の6の項に掲げる 加熱炉	4以上	0.10	11	既設は当分の間 0.15とする。	} 当分の間適 用を猶予す る。
			4未満	0.20	11	既設は当分の間 0.25とする。	
19	7	令別表第1の7の項に掲げる 加熱炉	4以上	0.10	6		
			4未満	0.15	6	潤滑油の製造の 用に供する1万 Nm ³ /h未満の既 設のものは当分 の間0.18とす る。	
20	8	令別表第1の8の項に掲げる 触媒生塔	—	0.20	6	既設は当分の間 0.30とする。	
21	8-2	令別表第1の8の2の項に掲 げる燃焼炉	—	0.10	8		
22	9	令別表第1の9の項に掲げる 焼成炉（石灰焼成炉に限る。） のうち土中釜	—	0.40	15		
23	9	令別表第1の9の項に掲げる 焼成炉（石灰焼成炉に限る。） のうち前項に掲げるもの以外 のもの	—	0.30	15		

24	9	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	—	0.10	10		
25	9	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	18		
			4未満	0.20	18		
26	9	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	15		
			4未満	0.25	15		
27	9	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4以上	0.10	15		
			4未満	0.15	15		
28	9	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス・電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	0.10	16	既設は当分の間0.30とする。	
			4未満	0.15	16		
29	9	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	15		
			4未満	0.20	15		
30	10	令別表第1の10の項に掲げる反応炉及び直火炉	4以上	0.15	6	活性炭の製造の用に供する1万Nm ³ /h未満の既設の反応炉は当分の間0.30とする。	} 当分の間適用を猶予する。
			4未満	0.20	6		
31	11	令別表第1の11の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50	16 但し直接熱風乾燥炉は0sとする。	2万Nm ³ /h未満の既設のものは当分の間0.60とする。	

32	11	令別表第 1 の 11 の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4 以上	0.15	16 但し直接熱風乾燥炉は 0s とする。	既設は当分の間 1 ~ 4Nm ³ /h は 0.30 1 万 Nm ³ /h 未満は 0.35 とする。
			4 未満	0.20		
33	12	令別表第 1 の 12 の項に掲げる電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が 40%以上のものに限る。）及びカーバイトの製造の用に供するもの。	—	0.20	0s	
34	12	令別表第 1 の 12 の項に掲げる電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が 40%未満のものに限る。）及びカーバイトの製造の用に供するもの	—	0.15	0s	
35	12	令別表第 1 の 12 の項に掲げる電気炉のうち前 2 項に掲げるもの以外のもの	—	0.10	0s	
36	13	令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間あたり 4,000kg 以上	0.04	12	平成 10 年 6 月 30 日までに設置されたものは当分の間 0.08 とする。
			焼却能力が 1 時間あたり 2,000kg 以上 4,000kg 未満	0.08	12	平成 10 年 6 月 30 日までに設置されたものは当分の間 0.15 とする。
			焼却能力が 1 時間あたり 2,000kg 未満	0.15	12	平成 10 年 6 月 30 日までに設置されたものは当分の間 0.25 とする。

38	14	令別表第 1 の 14 の項に掲げる 焙焼炉	4 以上	0.10	0s		
			4 未満	0.15	0s		
39	14	令別表第 1 の 14 の項に掲げる 焼結炉	—	0.15	0s		
40	14	令別表第 1 の 14 の項に掲げる 溶鉱炉	—	0.15	0s		
41	14	令別表第 1 の 14 の項に掲げる 転炉	—	0.15	0s		
42	14	令別表第 1 の 14 の項に掲げる 溶解炉	4 以上	0.10	0s	1 万 Nm ³ /h 未満の 既設のものは当 分の間 0.30 とす る。	
			4 未満	0.20	0s		
43	14	令別表第 1 の 14 の項に掲げる 乾燥炉	4 以上	0.15	16 但し直 接熱風 乾燥炉 は 0s とす る。	気流搬送型の既 設のものは当分 の間 0.18 とす る。	
			4 未満	0.20			
44	18	令別表第 1 の 18 の項に掲げる 反応炉	—	0.30	6		
45	20	令別表第 1 の 20 の項に掲げる 電解炉	—	0.05	0s		
46	21	令別表第 1 の 21 の項に掲げる 焼成炉	—	0.20	15		
47	21	令別表第 1 の 21 の項に掲げる 溶解炉	—	0.20	0s		
48	23	令別表第 1 の 23 の項に掲げる 乾燥炉	—	0.10	16 但し直 接熱風 乾燥炉 は 0s とす る。		
49	23	令別表第 1 の 23 の項に掲げる 焼成炉	—	0.15	15		
50	24	令別表第 1 の 24 の項に掲げる 溶解炉	4 以上	0.10	0s		
			4 未満	0.20	0s		

51	25	令別表第 1 の 25 の項に掲げる 溶解炉	4 以上	0.10	0s		
			4 未満	0.15	0s		
52	26	令別表第 1 の 26 の項に掲げる 溶解炉	4 以上	0.10	0s		
			4 未満	0.15	0s		
53	26	令別表第 1 の 26 の項に掲げる 反射炉	—	0.10	0s		
54	26	令別表第 1 の 26 の項に掲げる 反応炉(硝酸塩の製造の用に供 するものを除く。)	—	0.05	6 但し鉛 酸化物 の製造 の用に 供する ものは 0s と する。		
55	28	令別表第 1 の 28 の項に掲げる コークス炉	—	0.15	7		
56	29	令別表第 1 の 29 の項に掲げる ガスタービン	—	0.05	16	非常用及び昭和 63 年 1 月 31 日 までに設置され たものは当分の 間適用を猶予す る。	
57	30	令別表第 1 の 30 の項に掲げる ディーゼル機関	—	0.10	13	非常用及び昭和 63 年 1 月 31 日 までに設置され たものは当分の 間適用を猶予す る。	
58	31	令別表第 1 の 31 の項に掲げる ガス機関	—	0.05	0	非常用施設は当 分の間適用を猶 予する。	
59	32	令別表第 1 の 32 の項に掲げる ガソリン機関	—	0.05	0	非常用施設は当 分の間適用を猶 予する。	

(注) ※1 熱源として電気を使用するものは 0s とする。

※2 附則中「既設」とは、昭和 57 年 5 月 31 日までに設置された施設をいう。

※3 36 項の附則については、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。

備考 1

この表の「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21-0_n}{21-0_s} \cdot C_s$$

C : 排出ガス中の換算ばいじん濃度(g/Nm³)

C_s : 排出ガス中の実測ばいじん濃度(g/Nm³) (JIS Z 8808 による。)

0_n : 標準酸素濃度(%)

0_s : 排出ガス中の酸素の濃度(%) (ただし、20%を超えるときは 20%とする。)

備考 2 小型ボイラー (伝熱面積が 10m² 未満) については、次の基準が適用される。

施設	一般排出基準
昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された施設	○当分の間適用を猶予する。
昭和 60 年 9 月 10 日以後設置された施設	○ガス、灯油、軽油、又は A 重油を使用する施設については当分の間適用を猶予する。 ○そのほかの施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準が適用される。 (ただし、施行の日 (昭和 60 年 9 月 10 日) から 5 年以内に設置されたものは 0.5 g/Nm ³)